

事務執行の経過概要

年 月 日		経 過 概 要
16年	3月	16年第1回市議会定例会における施政方針で「旧第一勧業銀行グラウンド跡地は法定地区計画を定め、土地利用を計画的に誘導する」考えを表明
	4月22日	「南沢地区地区計画策定業務委託」契約締結。契約金額＝604万8,000円、契約期間＝16年4月23日～17年1月14日
	12月13日	契約期間の変更。契約期間＝16年4月23日～17年3月31日
17年	3月	予算を17年度の繰越明許費とする
	3月24日	契約期間の変更。契約期間＝16年4月23日～18年2月10日
18年	2月9日	契約解除。既済部分相当額＝555万4,500円
	2月16日	「都市計画決定図書」を除き納品検査を実施。納品された報告書は、目次が序章から第6章までであるが、本文が第3章までのものを担当が確認。土地利用転換計画（案）を第4章に当たるものとし、第6章については説明会資料としてあったものを成果品として認める。未納品は基礎データ（C D - R）、3次元G I S画像データ、P a s C A Lへのセットアップ作業
	2月28日	委託業者からの代金請求
	3月13日	支出命令書を起票
	3月15日	会計課の審査
	3月24日	代金の支払い。報告書として第5章の都市計画図書（案）を除いて製本したものを納品するよう指示。なお、第5章は契約解除時に18年度予算対応とした
	9月	報告書が納品されたが、内容に18年度中に改めて契約する予定だった「都市計画決定図書」に関する部分があるために受け取らなかった。この時点で基礎データ（C D - R）は受け取っていたが未確認（19年11月29日に確認）であり、3次元G I S画像データの納品、P a s C A Lへのセットアップは未完了（19年11月16日に判明）
	12月	18年第4回市議会定例会予算特別委員会にて、市議会議員からの資料要求に対し、報告書の第4章以降を省略したものを提出（第1章はコピーミスで欠落）
19年	10月19日	情報公開請求により、報告書の第4章以下が存在することが明らかになる
	10月31日	新聞報道で「第1章の欠落と第4章以下の省略」について報道される
	11月7日	契約解除時に納品された報告書は1部であったため、改めて同じものを30部（序章から第3章までのもの）受領した。同時に18年9月に受け取らなかった報告書が同封されていた（この時点ではその存在に気が付かず、19年11月22日に存在を確認）
	11月9日	市議会全員協議会の開催
	11月16日	19年第2回市議会臨時会で市長報告を行う。第4章以下の省略の件を報告し、成果品についても、第5章以外にも未納品があることが判明
	11月22日	担当課は未納品となっている基礎データ（C D - R）および3次元G I S画像データの納品、P a s C A Lへのセットアップについて委託業者に協議を申し入れる
	11月28日	市監査委員から市長に対し、随時監査の実施について通知がされる。内容は都市計画課所管の「東久留米市南沢地区地区計画策定業務委託の解除」に伴う委託料の支出について
	11月29日	担当課で基礎データ（C D - R）の存在を確認
	12月3日	19年第4回市議会定例会初日に市長報告を行う。内容は、これまでの説明と異なり、序章から第6章までが存在し、第5章以外に未納品があること。未納品と言ってきた基礎データ（C D - R）は存在すること。随時監査が実施がされていること
	12月13日	未納だった報告書30部を受領
	12月18日	監査委員から市長に対し、随時監査結果報告書が提出される
	12月20日	19年第4回市議会定例会最終日に市長報告を行う。内容は、随時監査報告書の意見について。今後の市の対応について

支払ってしまったことなどです。これらに対して、平成20年2月20日付で関係職員の処分をし、また平成20年第1回市議会臨時会において、市長および副市長の管理監督者としての責任として、「特別職の給料の特例に関する条例」を提出し、可決されました。同時に市長へは、「問責決議案」、副市長へは、「辞職勧告決議案」も提出され、これらは市議会からの指摘として、重くかつ真摯（しんし）に受け止めるものであります。

これに伴い市では、再発防止検討委員会を設置しました。公務員が公権力の行使を認められているのは、悪を成さないうことが前提であり、法律や条例等を遵守し、適正に事務執行をしていくのが基本であるからです。今回は、これを根底から覆すことになってしまいました。日々の研さんのみならず、組織全体での規範性の向上を行政総体が原点に戻り、今回のことを教訓としていきたいと切に思っています。

再発防止検討委員会からの報告書では、職員一人ひとりがどうあるべきなのかという点とについて投げ掛けられているだけでなく、理事者のトップマネジメントにも厳しい指摘がなされています。報告・連絡・相談を密にし、緊張感をもって業務を遂行するよう強く求めます。今後は、市長が指定する事業や行政課題が伴う事業については、定期的に理事者に報告するようなシステムを構築する予定です。職員全員で、今回のようなことを一度と繰り返さないという強い心で念じて襟を正してもらいたい。

また、副市長の責任としては、辞めることではなく、あえて行政に残り、今回失われた市民の皆様、市議会の皆様との信頼関係を、責任をもって二度と繰り返すことのないようなシステムを構築することであると考えました。辞めてしまって終わりではなく、厳しい指摘も受け止め、誤っ

た判断を心からお詫ひし、これから新たなスタートをすることこそが必要と判断したからです。失われた信頼を取り戻すには時間がかかりますが、正面から市民の皆様と向かい合い、市役所全体としての信頼関係を取り戻すために、当たり前のことを当たり前にしていくこと、この積み重ねが信頼を取り戻す第一歩と考えています。

これまで東久留米市は人口急増期を経て、個人住民税に依拠した財政運営・都市経営を行ってきました。しかし、近年の65歳以上の高齢化率は急速に進んでおり、これまでのように個人住民税に依拠した市政運営を行うていくには限界があり、当市は財政的にこれからなお厳しい状態に置かれていきます。この状況の中で、どう税収構造を変えていくのか、また市内のにぎわいをどのように作っていくのか、さまざまな視点から考慮した中で、「大規模小売店舗誘導」という判断をしました。新たな行政需要が生じつつも、今後も東久留米市で生活して生きていくための市民サービスを確保していくために、税収構造の改善としてこれまでの住民税中心から法人税にも目を向けるような市政運営に変えていかなければなりません。東久留米市は、市民の皆様に対し、責任を果たすためにも努力を続ける必要があるのです。

今回のことを自分自身の重大な問題として受け止め、二度と繰り返さないという思いを共有し、市長と共に責任を果たしていくと考えるため、この機会を持ちました。さまざまな問題を生んだ不適正な事務執行でありました。しかし、これを契機に私自身、自らの職責を果たすために原点に立ち返り、全身全霊をかけて仕事に打ち込んでいきます。市民の皆様、市議会の皆様との信頼関係の再構築に向け、職員全員の協力をお願いし、訓示といたします。

監査委員の意見

（19年度随時監査報告書より抜粋）

（1）南沢地区地区計画策定業務委託契約の解除時期の妥当性について

監査対象部の説明によると、平成17年3月28日に平成16年度東久留米市一般会計補正予算（第3号）において、南沢地区地区計画策定業務委託について繰越明許費が設定された。これを受けて、南沢地区地区計画策定業務委託の契約期間を平成18年2月10日までに改めている。

その後、パシフィックコンサルタンツ株式会社に対し、市長選挙等の関係から地区計画を決定するための情報提供や説明が十分なされなかったため、契約期間内に業務委託の完了がスケジュールからして困難であると思われ、平成18年度に繰り越して使用できる経費として繰越明許費や事故繰越を考えていた。しかし、平成18年1月下旬に、同一予算をさらに翌年度に繰り越して使用できる経費としての繰越明許費、事故繰越の設定ができないことが明らかとなり、急遽、平成18年2月9日に南沢地区地区計画策定業務委託契約を協議解除する契約を締結している。

このことからして、南沢地区地区計画策定業務委託契約の解除については、契約期間内の早い時期に業務委託の完了が困難になると判断できたのではないかと推察される。今後においては、業務の進行管理及び事務管理の徹底を図るとともに、再発防止策を講じることを強く求めるものである。

（2）委託契約による業務既済部分に対し、相当と認める金額の支払方法の妥当性について

監査対象部の説明によると、南沢地区地区計画策定業務委託料の支払については、単年度の歳出予算で支出しなければならないという認識が強くあり、後日（翌年度）完成した報告書（第5章を除く）が納品されることが明らかで、本市に実質的な損害がこうむらないため、平成17年度歳出予算での執行でもやむを得ないものと判断した。しかし、3次元G I S画像データの未納と、P a s C A Lへのセットアップが行われていないにもかかわらず、計画決定図書1式相当分の額を控除したのみで5,554,500円を支払っている。

このことからして、地方自治法第208条（会計年度及び独立の原則）及び第234条の2（契約の履行の確保）に逸脱していることは明白である。当然、本市の会計事務規則、契約事務規則に照らしても明らかに違反している。今後においては、法令遵守の徹底を図ることを強く求めるものである。

（3）平成18年3月24日に支払った支払額の妥当性について

平成18年2月10日に完成品が納品されていないにもかかわらず、形式的に完成品の検査、立会、受領などの検印が行われ、あたかも完成品が納品されたかのように代金を支払ったことは、前記で述べたとおり事務処理が不適正であった。

平成18年3月の指示に基づき、平成18年9月に目次どおりに完成された報告書1部が納品されており、本市では実質的な損害をこうむっていないと思慮するが、3次元G I S画像データが未納となっているとともに、P a s C A Lへのセットアップが行われていない現況である。

また、平成19年12月13日、すでに平成18年9月に1部納品されていた報告書を30部受領している。

このことからして、3次元G I S画像データの作成、P a s C A Lへのセットアップに要する経費に相当する金額420,000円については、強く措置を講じることを求める。

なお、これらに要する経費に相当する金額については、P a s C A Lのプログラム・プロダクトの著作権を有する企業の積算を根拠とした。

市長訓示